

日本キリスト改革派教会 諸教会・伝道所のみなさまへ

「旧日本への回帰と平和憲法の危機の中で」

～参議院選挙を前にして～

主の御名を讃美します。

私たち日本キリスト改革派教会は本年 5 月 3 日、創立 70 周年記念信徒大会において、創立 70 周年記念宣言「福音に生きる教会」「善き生活」を主の御前に告白しました。その中で宣言は、教会をとりまく今日の状況、とりわけ日本の状況について次のように告白しています。

「国内に目を向けても、旧日本への回帰と平和憲法の危機、自由の剥奪と人権の侵害、弱肉強食的競争の加速と格差の拡大、職場や教育環境の悪化、高齢化社会と家庭の崩壊、心病む人々や自死者の急増等、生きて行くことさえままならない現実がそこにある。」(創立 70 周年記念宣言・序言より)

「旧日本への回帰と平和憲法の危機」という点で言うなら、昨年、安倍政権は憲法違反の集団的自衛権行使を容認する「安保法制」を強行採決しました。法治国家の土台ともいえる立憲主義が否定され、憲法改正をしなければできない「集団的自衛権の行使」(日本が攻撃されていなくても、同盟国の戦争に介入できる権利)が、政府の判断で行使可能となってしまいました。私たちの教会は主イエス・キリストが教会と国家の主であるとの信仰から、「安保法制」は立憲主義を否定して日本を戦争する国へと導き、国家がキリストから委託されている権能の限界を超えるものであり、国家の全体主義化であるとして、反対声明、抗議声明を大会決議し、訴えてきました。

しかし、安倍政権は立憲主義の否定だけでなく、戦前の国家神道体制への反省から作られた日本国憲法を根底から破壊し、基本的人権尊重や信教の自由よりも、国家神道的価値観を優先した憲法の制定を狙っています。そのことは「自民党憲法改正草案」の内容を見れば明らかです。また、安倍首相をはじめ、安倍政権の閣僚の 8 割以上が、国家神道体制への回帰と明治憲法復元を目指して活動している「日本会議」のメンバーです。「日本会議」は神社本庁、伊勢神宮、靖国神社、念法真教、崇教真光、霊友会など多くの右翼的宗教団体から構成されています。こうした宗教的力をも背景に、安倍首相は今年 3 月 2 日の参院予算委員会で、憲法改正について「私の在任中に成し遂げたい」と明言し、今回の参院選で自民、公明両党に一部野党も加えた勢力で改憲発議に必要な 3 分の 2 以上の議席を確保することに強い意欲を表明しました(毎日新聞 2016 年 3 月 2 日)。7 月 10 日の参議院選挙の結果次第では、憲法改正に向かって急速に動き出すことが懸念されます。

今、日本の国は「旧日本への回帰」という大きな曲がり角にあります。そして、この問題は私たちの教会の戦争責任告白と信仰告白に関わる問題でもあります(創立 30 周年記念宣言「教会と国家にかんする信仰の宣言」参照)。それゆえ、私たちは創立 70 周年記念宣言「福音に生きる教会」(世に仕える教会)においても、「**平和の福音に生きる教会は、思想・信条・宗教の違いを超えてすべての人を尊び、この世における正義と平和の実現のために彼らと共に働き、自ら進んで良き隣人となって世に仕える。**また、暴力的な支配や戦争、平和に生きる権利と良心の自由とを侵害する国家的干渉に対し

ては、主の御心を大胆に宣言して否と言う。」と告白しました。私たちはそのことを今一度深く自覚し、主の御心を祈り求めつつ、平和を実現する者としての責任を果たして行きたいと願います。

日本キリスト改革派教会は、政治活動や選挙等における特定政党や特定候補の支持をいたしません。上記のような時代状況に鑑みて、来る7月10日の参議院選挙に際しては、信徒の皆さん一人ひとりに、信仰の良心と賢明な御判断にもとづいて、慎重に投票行動をしてくださいますよう、お奨めする次第です。

「平和を実現する人々は、幸いである。その人たちは神の子と呼ばれる」(マタイ5:9)

2016年6月26日

日本キリスト改革派教会 大会宣教と社会問題に関する委員会

<参考資料>

日本キリスト改革派教会創立30周年記念宣言「教会と国家にかんする信仰の宣言」より

【序文】より

「私たちは、宗教団体法下の教会合同に連なったものとして、同時代の教会が犯した罪とあやまちについて共同の責任を負うものであることをも告白いたします。戦時下に私たち日本の教会は、天皇を現人神とする国家神道儀礼を拒絶しきれなかった偶像崇拜、国家権力の干渉のもとに行なわれた教会合同、聖戦の名のもとに遂行された戦争の不当性とりわけ隣人諸国とその兄弟教会への不当な侵害に警告する見張りの務めを果たし得ず、かえって戦争に協力する罪を犯しました。」

【三・国家にたいする教会の関係】

(三) (専制への反対)

「神のみが、からだと良心との主であられる。神は、いかなる国家的権威であれ宗教的権威であれ、彼らが絶対的権能とりわけ良心と思想をほしいままに統制する権能を主張する場合はいつでも、われわれがその権威者にさからって御自身に服従することを要求される。したがって、政治・経済・宗教などのあらゆる形の専制にたいし、とくにそれが全体主義的になる時、それに公に抗議することは、教会の義務である。」

(四) (キリスト者の義務)

「あがない主イエス・キリストは、人間生活の全領域にわたってわれわれの主であられる。われわれがこの主のものでないような生活領域は、どこにもあり得ない。したがって、キリスト者は、政治・経済・文化・その他の社会活動や社会奉仕に、キリストのしもべとして参加する。キリスト者は、主のゆえに国の法律を尊び、財的にも、身をもって直接的にも、あらゆる法定義務を果たすため、常に最善をつくす。また、立法・行政・司法における不正、良心の侵害などの弊害を矯正するために常に努力する責任がある。さらにキリスト者は、国民として、イエス・キリストの主権を奪おうとする政府や権能機関にたいしては、義務を拒否することばかりか抵抗することをも神のみことばによって求められる。」